

## ②地震災害対策の充実

### 水道施設の耐震性能基準の明確化

水道施設の技術的基準を定める省令の改正（平成20年3月28日公布、10月1日施行）

水道施設の重要度に応じた耐震性能基準を明確化し、新たな施設の整備や老朽化施設の改築・更新に当たっての適切な耐震性の確保を推進。

#### 水道施設の重要度による分類

重要な水道施設	<ul style="list-style-type: none"><li>取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設</li><li>配水施設のうち、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高いもの</li><li>配水施設のうち、配水本管及びこれに接続するポンプ場、配水池等、並びに配水本管を有さない水道における最大の容量の配水池等</li></ul>
それ以外の施設	<ul style="list-style-type: none"><li>上記以外の施設</li></ul>

#### 水道施設の重要度と備えるべき耐震性能

	対レベル1地震動	対レベル2地震動
重要な水道施設	健全な機能を損なわないこと	生ずる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと
それ以外の施設	生ずる損傷が軽微であって、機能に重大な影響を及ぼさないこと	

レベル1地震動：施設の供用期間中に発生する可能性（確率）が高い地震動

レベル2地震動：過去から将来にわたって当該地点で考えられる最大規模の強さを有する地震動

既存施設への適用：既存施設についても、時を移さず新基準に適合させることが望ましいが、大規模な改造のときまでは新基準の適用を猶予。